

制 定 令和8年2月24日医学薬学総合研究科委員会決定

- 1 対象論文は学位論文とし、推薦の対象者は、対象論文の筆頭著者又は筆頭著者と同等の貢献をした旨論文に記載された第2著者とする。
- 2 学位論文又は学位論文を構成する原著論文は、学術雑誌に掲載されたものを原則とするが、電子媒体で発表された論文も対象とする。
- 3 論文を発表した年と雑誌等（オンライン含む）に掲載された年が異なる場合は、実際に雑誌等に掲載された年の業績として取り扱うこととする。
- 4 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）での在籍期間中に行われた研究で、著者の所属として本学の名前が明記されている論文を審査の対象とする。また、本学を中心として実施された研究に基づくものを審査の対象とし、海外留学等による成果や共同研究等で、相手先が中心的な役割を担っているものについては対象としない。
- 5 応募にあたっては、次の書類を本学事務局学生課あてに提出するものとする。
 - (1) 応募論文（〇〇年度和歌山県立医科大学名誉教授会表彰応募論文と明記すること。）
 - (2) 応募用紙（応募者氏名、所属、学歴等、学位取得日、現職、生年月日、論文題名[掲載誌名、巻、号、頁、発行年度を含む]を記載すること。論文題名欄には、学位論文を構成する原著論文についても記載すること。様式はホームページからダウンロードすること。）
 - (3) 応募論文に関連した研究業績（国際学会の筆頭発表及び論文）
 - (4) 応募論文の抄録（800字以内）
 - (5) 共著者全員の同意書（様式はホームページからダウンロードすること。）
 - (6) 担当研究指導教員の推薦状（800字以内）
 - (7) 応募論文別冊12編（コピーも可とするが、カラーなどについては申請者が最善と考える方法で部数を揃えること。）
- 6 応募期間は2月上旬から4月上旬とする。
- 7 和歌山県立医科大学大学院医学薬学総合研究科代議員会（以下「代議員会」という。）で審議し推薦論文を決定の上、和歌山県立医科大学名誉教授会に若干名を推薦する。
- 8 代議員会は必要に応じて、応募者に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 9 選考にあたっては、応募論文の担当研究指導教員は審議に参加できないものとする。
- 10 この申し合わせ事項に定めるもののほか、名誉教授会表彰の受賞候補者推薦に関する必要な事項は、医学薬学総合研究科委員会が別に定めることができる。

附 則

この申し合わせ事項は、令和8年2月24日から施行する。